千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則の概要

総務部税務課

1 改正理由

道路運送車両法 (昭和 26 年法律第 185 号) 等の一部改正に伴う所要の規定整備を行うため、千葉県県税条例施行規則 (平成 19 年千葉県規則第 37 号) の一部を改正したもの。

2 改正内容

(1) 自動車検査証の電子化に伴う規定の整備

令和5年1月1日以後に運輸支局が交付する自動車検査証が電子化(IC カード化) され、券面の記載事項が見直されたほか、国が提供する「車検証閲覧アプリ」により 現在の紙の自動車検査証と同等の内容が記載されたPDFを出力できるようになった こと等を踏まえ、自動車検査証の写しの提出を求めている自動車税の課税免除等の手続 について、所要の規定整備を行った。

(第51条、第56条の3、第58条、第61条関係)

(2) 千葉県県税条例の改正に伴う規定の整備

上記(1)の「自動車検査証の電子化」を踏まえた、千葉県県税条例の一部改正 (令和5年1月1日施行)に伴い、自動車税に関する規定について条項ズレが生じた ため、その修正を行った。 (第67条、別記第114号様式関係)

3 施行日

令和5年1月1日

4 その他

所要の経過措置を講じた。